

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第21号

四日市市火災予防条例の一部を改正する条例

四日市市火災予防条例（昭和48年四日市市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ボイラー)</p> <p>第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(ボイラー)</p> <p>第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、<u>石綿</u>その他の遮熱材料で有効に被覆すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p>第8条 <u>簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以</u></p>	

下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第8条の2 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(サウナ設備)

第8条 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第31条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進に努めるものとする。

2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第31条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分についても住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(住宅用防災警報器等の設置の推進)

第31条の7 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第31条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分についても住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

<p>その旨を消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(7)の2 一般サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(7)の3 (略)</u></p> <p>(8)から(15)まで (略)</p>	<p>その旨を消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(7) サウナ設備 (個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p><u>(7)の2 (略)</u></p> <p>(8)から(15)まで (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の四日市市火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条に規定する簡易サウナ設備のうち、新条例第8条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

(消防本部予防保安課)